

## 学校法人長崎学院 評議員報酬規程

2020（令和2）年4月1日制定

（目的）

第1条 この規程は、学校法人長崎学院（以下「学院」という。）給与規程第2条の2の規定により、学院の評議員の報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 支給対象となる評議員は、学院の役員及び教職員を除く評議員とする。

（報酬）

第3条 評議員には報酬を支給し、その年額（源泉徴収後）は次のとおりとする。

報酬額 25,000 円

（支給時期）

第4条 報酬の支給は、毎年3月末日とする。但し、年の中途で辞任等した場合は、その時に支給する。

（中途の場合の計算）

第5条 年の中途で就任又は辞任等した場合の報酬は次の算式により月割で支給する。

(1) 中途で就任の場合

報酬年額 × 就任した月より翌年3月までの月数 ÷ 12 = 支給額

(2) 中途で辞任等の場合

報酬年額 × 4月より辞任等した月までの月数 ÷ 12 = 支給額

（出張旅費等）

第6条 評議員が職務により宿泊・出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費等を支給する。

2 評議員が評議員会に出席する場合には、日当 10,000 円（源泉徴収後）を支給する。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日より施行する。

2 学校法人長崎学院 役員・評議員報酬規程（平成16年4月1日制定）は廃止し、別に学校法人長崎学院 役員報酬規程（2020（令和2）年4月1日制定）を置く。

附 則

この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。